

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：能登野棚田協議会（仮称）

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

能登野棚田 13.3ha

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止

令和6年度末まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。

- ・担い手の確保

令和6年度末までに50歳以下の新規就農者を1人確保する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

令和6年度末までに棚田米（天日干し米）のブランド化を図り、直接販売で1.5トン以上を販売する。

- ・良好な景観の形成

令和6年度末までに能登野棚田と隣接する^{みそみ}三十三街道沿いに植樹を進める。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興

令和6年度末までに観光農園いも掘り園の受入体制を整備し、年間100人を誘客する。また、地元の小中学生等を対象とした農業体験イベントを年間3回開催し、年間200人の参加者を確保する。

- ・6次産業化の推進

令和6年度末までに能登野で採れた野菜等を加工し、地域のイベント等で販売する。

3 計画期間 計画認定～令和6年度

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止

能登野集落のまちづくりを進める「能登野棚田倶楽部」と連携し、能登野棚田の農地を維持する。

- ・ 担い手の確保

「能登野里山営農組合」が中心となり、後継者の育成に係る指導・支援等を行うとともに、若狭町の新規就農研修施設である「かみなか農楽舎」の就農希望者を受け入れ、新規就農者の確保と定住促進を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の供給の促進

農業体験イベントでの「はさかけ」体験を行いながら、天日干しの棚田米を付加価値の高いブランド米として販売していく。

- ・ 良好な景観の形成

「能登野棚田倶楽部」が中心となり、^{みそみ}三十三街道沿いに桜等の植樹を進める。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興

「能登野棚田倶楽部」を中心に、観光協会等とも連携して「いも掘り体験」等の受入を行い、観光客等の誘客を促進する。

また、地元の小中学生等を対象とした農業体験イベントを開催し、農業への関心を高める。

さらに、能登神社の例祭等、地域の伝統文化の保存・継承を図りながら、今後、観光資源として誘客につなげる取組みを「能登野棚田倶楽部」と連携して検討していく。

- ・ 6次産業化の推進

「能登野棚田倶楽部」が中心となり、能登野で採れた野菜等を加工し、漬物や総菜等を作り、地域のイベント等で販売する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

「能登野棚田協議会（仮称）」は農業者、地域住民、若狭町で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

能登野地区では、集落の地域づくりを目指し、集落独自で「能登野棚田倶楽部」を設立。「能登野棚田協議会（仮称）」と「能登野棚田倶楽部」「能登野里山営農組合」は連携して各種活動に取り組みたい。